

福岡市個人情報保護審議会 目的外利用等審査部会

日 時：令和2年2月7日(金) 17時30分

場 所：福岡市役所 15階 1503会議室

【議 題】

- 1 部会長の互選及び部会長職務代理者の指名について
- 2 個人情報の公益上の取扱いについて（諮問）

市区第 631 号
令和2年 1月 31日

福岡市個人情報保護審議会 様

実施機関名 福岡市長 高島 宗一郎
(市民局総務部区政課)

個人情報の公益上の取扱いについて（諮問）

個人情報の公益上の取扱いについて、次のとおり諮問します。

根拠規定	福岡市個人情報保護条例【第10条 第2項 第6号】
取り扱う個人情報の記録の名称	住民基本台帳の一部（氏名、生年月日、性別、住所）
収集先、提供先、結合の相手方	国又は地方公共団体（自衛隊福岡地方協力本部）
	<p>これまで国又は地方公共団体からの住民基本台帳閲覧請求については、住民基本台帳法第11条の規定に基づき、福岡市の全市民が記載された住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所（以下「住民基本情報」という。）を閲覧させ、書き写しによる情報提供を行ってきた。</p> <p>現在、自衛隊においては、自衛隊法第29条第1項及び第35条による自衛官等募集事務として、対象者に募集案内を行うため、毎年度、各区役所で閲覧を行い、対象者の住民基本情報を書き写している。</p> <p>自衛官募集事務については、自衛隊法第97条で、地方公共団体の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条で、防衛大臣は必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されている。こうした法令等に基づき、住民基本情報の提供について、毎年、防衛大臣名の協力依頼文を受理しており、これまで、現在のシステムには、抽出機能がなく、対応できないことを説明してきた。</p> <p>令和2年1月に住民記録システムの刷新を行ったことに伴い、必要とする対象者を抽出し、名簿を作成できる抽出機能が備わったことから、次のような見直しを検討した。</p> <p>〈個人情報の観点から〉</p> <p>住民基本台帳の閲覧申請があった場合には、全市民の住民基本台帳を閲覧されるのではなく、必要な対象者を抽出した名簿を作成し、閲覧させることが、個人情報保護の観点からも望ましい。</p> <p>〈事務効率の観点から〉</p> <p>請求者が必要とする名簿そのものが、この抽出機能を活用し、作成可能な場合においては、複写などにより紙媒体等で提供することができれば、請求者側の事務の効率化につながるとともに、職員の立会いが不要となることや、間違った情報を書き写していないかチェックする必要がなくなることから、福岡市にとっても、事務の効率化につながる。</p> <p>【諮問①】これまで、住民基本台帳の閲覧により住民基本情報を提供してきたこと、書き写しのために立会いを行う区役所職員の事務の効率化が図られること、自衛隊は、災害が発生した際の救援活動など安心して生活するうえで欠かせない存在であり、法定受託事務を担う自治体ができる範囲での協力をすることは当然であることなどから、対象者の情報を紙媒体等で提出することは、公益上の必要があると考えており、提供については、紙媒体又は電磁的記録による提出を行つてよろしいか諮問するもの。</p>
取扱いの概要	

	【詰問②】法律上、明確に提出を義務づけている規定等のあるものについては、福岡市個人情報保護条例第10条第2項第1号で提供が可能であるが、直接的な法令等ではなく、自衛官募集事務のように「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」については、今後、国又は地方公共団体から、住民基本台帳の閲覧請求があり、必要とする名簿そのものが、この抽出機能を活用し、作成可能な場合に、紙媒体等で情報提供することについては、行政事務の効率化等の観点から公益上必要があるものとして個人情報の目的外利用が認められるのかについて詰問するもの。	
取り扱う個人情報 の記録項目	1 氏名	6
	2 生年月日	7
	3 性別	8
	4 住所	9
	5	10
取扱期間	申請時	
その他審議の参考となるべき事項 〔過去の経緯、関係課の意見等〕	平成26年10月7日付内閣衆質187第2号内閣総理大臣答弁書の中で、「自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料を市町村の長が自衛隊地方協力本部に提出することは、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法上に明文の規定がないからといって、特段の問題を生ずるものではないと考える。」との見解が示されている。	

參考資料

(様式1-1)

受付番号 12

第 号
令和元年 5月 13日

(あて先) 福岡市中央区長

(申請者) 自衛隊 福岡地方協力本部長

1等陸佐



住民基本台帳閲覧申請書

裏面の注意事項を必ずお読みください。

(国又は地方公共団体による申請用)

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申請します。

閲覧申請機関の名称	住所（所在地）	福岡市博多区竹丘町1-12			
	機関の名称	自衛隊福岡地方協力本部			
	担当者、連絡先電話番号	自衛隊福岡地方協力本部福岡地域事務所長 092(414)5100			
	閲覧者	職名	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 広報官	氏名	
	事務責任者	職名	自衛隊福岡地方協力本部長	氏名	
閲覧申請内容	申請事由 (具体的に記入してください。)	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第29条第1項及び第3・5条）			
	申請に係る住民の範囲 ※閲覧対象者の内容及び地区等を記入してください。	福岡市中央区全域に居住し、出生の年月日が平成13年4月2日から平成14年4月1日までの男子及び女子（日本人住民に限る）			
	閲覧事項の管理方法	住民基本台帳の一部の写しの閲覧により入手した募集対象者情報については、法令に基づき適正に管理する。			
	個人情報の処分及び時期	令和元年9月30日に処分します。			
	処分方法	シュレッダーにて裁断			
閲覧希望日	令和元年 6月18日	午前	午後	第138号 1.5.13 中央区市民課	
	令和元年 6月19日	午前	午後		
	令和元年 6月20日	午前	午後		
	令和元年 6月21日	午前	午後		

總行市第108号
平成19年6月29日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長



防衛省からの住民基本台帳法に関する疑義について（通知）

今般、防衛省人事教育局人材育成課長からの問い合わせに対して、下記のようご回答をしました。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求について、各市区町村において適切に対処していただく上での参考になると考えますので、この旨、貴都道府県内市区町村に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

問1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定に基づき、国又は地方公共団体の機関が、法令で定める事務の遂行のために必要であるとして、住民基本台帳の写しの一部を閲覧することを請求した場合には、当該請求が住民基本台帳法第11条及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第1条に規定する要件を満たしている限りは、当該閲覧は認められるものと解してよいか。

答 貴見のとおり。

問2 防衛省においては、地方協力本部が、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第6号に規定する職員の補充の一環として、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第29条第1項及び第35条の規定に基づき、自衛隊員の募集に関する事務を行っている。

地方協力本部が、これらの法令に基づき行う自衛隊員の募集に関する事務は、住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当すると解してよいか。

答 貴見のとおり。

決	H 37	課長	区政係長	係員
自衛隊	福岡	(ミ)	(福岡)	(村)

自衛隊福岡地方協力本部福岡地区隊
窓口特參



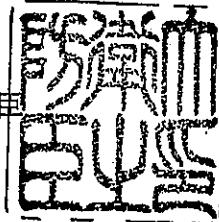
防人育第6684号

31.4.3

福岡県

福岡市長 殿

防衛大臣



自衛官募集等の推進について（依頼）

○ 自衛官等の募集については、平素より御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

自衛隊は、我が国の防衛のみならず、国際平和のための活動や国内外の災害派遣など、我が国の平和と安全及び国際社会の安定を確保するための重要な任務を担っております。今後もこれらの任務を全うするため、強い使命感、責任感を持ち、いかなる状況下でも適切に対応することができる質の高い人材を確保することが、これまで以上に重要なと/or>なっています。

昨年12月には、今後の防衛のあるべき姿について新たな指針を示す「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」が閣議決定されました。これらの中でも地方公共団体との連携を含む募集の推進について明記されているところであります。防衛省としては今まで以上に募集に力を入れるとともに、地域住民と日頃直に接している全国の地方公共団体の皆様の御理解を得て、相互の協力関係を一層強化して参りたいと考えております。

○ つきましては、以下の3点についてお願い申し上げます。

1 募集対象者情報の提出について

自衛官の募集環境が厳しい中、多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうため幅広く広報をしたいと考えており、募集対象者情報を入手し、広報資料の送付などを行っております。このため、貴市区町村から自衛隊地方協力本部への募集対象者情報（氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報のみ）の紙媒体、電子媒体での提出をお願いいたします。事務の細部については、各地方協力本部より調整いたしますので、御対応いただきますようよろしくお願ひいたします。御提供いただいた募集対象者情報は、自衛官募集業務においてのみ適切に使用するとともに、その管理については、防衛省において、個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理させていただいております。



2 募集対象者情報の提出以外の募集事務の実施について

募集対象者情報の提出に加え、地方自治体における広報宣伝等の募集事務の一部の実施につきましても、引き続き、各地方協力本部と調整しつつ各種御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

3 入隊予定者激励会開催及び若年定年退職自衛官の防災関係部門での活用について

地域を挙げた様々な激励会等は入隊予定者にとって大きな励みとなっており、引き続き地方公共団体の皆様に入隊予定者激励会の開催について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ また、退職自衛官の防災部門での採用は、自衛隊で培った知識や経験を社会に還元するだけでなく、地域の防災基盤の強化にもつながるものであることから、防災のプロフェッショナルとしての退職自衛官の防災関係部門での活用についても、引き続き、緊密な連携を図らせて頂きますようお願い申し上げます。

(参考) 募集事務の一部の実施に関する法的根拠について

○ 都道府県知事及び市町村長は自衛隊法第97条により、「自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、これを受けて、自衛隊法施行令に各種事務が定められ、募集事務の一部（広報宣伝（施行令第119条）及び報告又は資料の提出（施行令第120条）等）は、地方自治法施行令における第1号法定受託事務に当たります。特に、自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令上の明確な根拠をもって、募集対象者情報の提出をお願いしているものです。

【旧システム閲覧台帳】

・町名(街区(番))ごとに作成された全住民リストから、閲覧対象者を確認し書き写し

{5BJ-3315}

【新システム閲覧台帳】

：生年月日等、閲覧の対象範囲で町名ごとに抽出可能

帳台覽閱

七

氏名

氏名/通称または旧氏

質問主意書及び答弁書(抜粋)

平成26年9月29日提出「高校生等に対する自衛官等募集ダイレクトメール送付及び住民基本台帳情報利用に関する質問主意書」及び同年10月7日答弁書より抜粋

質問第2号 提出者 阿部知子

【質問】五の②

住民基本台帳法には国の機関による写しの閲覧は規定されているが、このような「提供」に係る明文規定はなく、同法上「提供」は予定されていないと考えられる。住民基本台帳法の趣旨及び条文に照らして、市町村による適齢者情報の提供がなぜ認められるのか、明確な根拠を示されたい。

内閣衆質187第2号 内閣総理大臣 安倍晋三

【答弁】五の②について

自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料を市町村の長が自衛隊地方協力本部に提出することは、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）上に明文の規定がないからといって、特段の問題を生ずるものではないと考える。

關係法令

関係法令

【地方自治法（抜粋）】

(昭和 22 年 4 月 17 日)

(法律第 67 号)

第二条 地方公共団体は、法人とする。

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」という。)

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

【地方自治法施行令（抜粋）】

(昭和二十二年五月三日)

(政令第十六号)

(政令に定める法定受託事務)

第一条 政令に定める法定受託事務(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。)で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務(同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十三条において同じ。)にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務(同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十四条において同じ。)にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務(第一条関係)

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)	第百十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、第一百六十一条第二項の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川について都道府県又は指定都市が処理することとされている事務並びに第百三十三条(第百四十四条において準用する場合を含む。)、第百三十四条、第百三十五条(第百四十四条において準用する場合を含む。)、第百三十七条第二項(第百四十四条において準用する場合を含む。)、第百三十九条第二項、第百四十条において準用する災害救助法施行令第八条第二項第二号及び第百四十一条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
-------------------------	---

【自衛隊法（抜粋）】

(昭和二十九年六月九日)

(法律第百六十五号)

(地方協力本部)

第二十九条 地方協力本部においては、地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。

- 2 地方協力本部に、地方協力本部長を置き、自衛官又は事務官をもつて充てる。
- 3 地方協力本部長は、防衛大臣の定めるところにより、方面総監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(隊員の採用)

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

- 2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第37条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。
 - 一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力
 - 二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性
- 3 第1項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

- 2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。
- 3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

【自衛隊法施行令（抜粋）】

(昭和二十九年六月三十日)

(政令第百七十九号)

(報告又は資料の提出)

第一百二十条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

【住民基本台帳法（抜粋）】

(昭和42年7月25日)

(法第81号)

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称
 - 二 請求事由(当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの(次項において「犯罪捜査等のための請求」という。)にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称)
 - 三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 3 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

【福岡市個人情報保護条例（抜粋）】

(平成 17 年 6 月 23 日)

(条例第 103 号)

(利用及び提供に関する制限)

第 10 条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。